

政府調達の自主的措置に関する主なご意見・ご要望への回答

<全分野共通>

- 特に 80 万 SDR 以上の案件の場合の応札期間が短い。案件規模に応じた最低応札期間の設定ができないものか？例えば、〇〇SDR～××SDR は最低 70 日、××SDR～□□SDR は最低 80 日 など。

(回答)

応札期間については、改正協定上、原則 40 日以上とされているところ、内外無差別・公平・透明な調達手続の特別な事情がない限り、50 日以上しております。具体的な応札期間については、各調達機関において、各案件の規模等を総合的に考慮のうえ、判断されるものであります。個別の調達案件につき、ご意見等ございましたら、各調達機関窓口までお問い合わせ下さい。

<全分野共通>

- 発注予定の具体的構想(資料招請時)、詳細仕様(意見招請時)等を早い段階で確認できることは、応札検討を行う上で望ましい。但し、意見に対する回答が理由もなく「現仕様書のままとする」とされる場合があることについては改善頂きたい。

(回答)

資料招請や意見招請に対していただいたご意見への回答については、必要に応じて各調達機関ホームページ等で公表するなど、円滑な調達の実現に向けて各省において取り組んでいるところです。

なお、個別の調達案件につき、ご意見等ございましたら、各調達機関窓口までお問い合わせ下さい。

<個々の調達案件に関する情報提供方法の利便性等>

- 意見招請など含めて、全案件の情報を GEPS に情報掲載いただきたい。

(回答)

GEPS で扱っている調圧案件は「公共事業を除く政府調達」であり、全案件を対象としておりません。また、意見招請を含めた調達情報を GEPS へ掲載するか否かの判断は、各調達機関において行っているものです。

<苦情処理制度活用の検討>

- 苦情対象先との関係悪化が考えられ、今後の商取引に悪影響が出る可能性があり活用を検討したとしても、実際に活用するまでのハードルが高い。

(回答)

政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るため、政府は政府調達苦情検討委員会を設置し、政府調達における苦情の受付・処理体制を整備しています。

政府調達苦情検討委員会は、WTO政府調達協定が求めている、苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局に設置された機関です。構成員は、申し立てられた苦情に関して利害関係を有しない有識者であり、外部からの影響を受けずに苦情の検討に当たります。

また、苦情処理制度を活用した事業者を調達機関が商売上不利な立場におくことは、同協定に違反することとなることから、政府としても同協定を遵守すべく、調達機関に対して指導の徹底を図っているところです。

<その他>

- 案件の特性に応じて、技術点割合を増加(価格点:技術点=1:3 等)させたり、随意契約の一形態になるが企画競争にしたりしてもよいと考える。

(回答)

総合評価落札方式の詳細については、それぞれの調達の趣旨に照らして、技術点の割合等が決められております。また、企画競争の活用についても、案件との特性に応じて、各調達機関において検討されるものであります。個別の調達案件につき、ご意見等ございましたら、各調達機関窓口までお問い合わせ下さい。